議題新規テーマ提案

項目 連結納税制度の見直しへの対応

I. 連結納税制度の改正の概要

1. 2019 年 12 月 20 日に政府税制調査会より公表された「令和 2 年度税制改正大綱」(以下「税制改正大綱」という。)の本文及び【付記】には、連結納税制度の改正について以下のような具体的な内容が示されている(事務局による抜粋)。

(本文)

- 3. 連結納税制度の見直し
- (1) グループ通算制度の基本的な仕組み
- ① 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。
- (2) 所得金額及び法人税額の計算
- ① 損益通算

イ 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

- ② 欠損金の通算
- イ 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
 - (8) 適用関係

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。 また、連結納税制度からの移行に関する経過措置等を講ずる。

(付記)

(7) 税効果相当額の授受

内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及び損金の額に算入しないこととする。

- (注)上記の「通算税効果額」とは、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいう。
- 2. 今後、税制改正大綱に基づく法人税法の改正案が提出されることが想定される。従来 の連結納税制度からは納税主体の変更等基本的仕組みが見直されており、呼称もグ ループ通算制度に変更されている。

II. 会計基準に与える影響

- 3. 現在、連結納税制度に関する会計上の取扱いは、以下の会計基準等において示されて いる。
 - 実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面 の取扱い(その1)」
 - 実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面 の取扱い(その2)」
- 4. 連結納税制度の見直しに関する法人税法の改正がなされた場合、上記の 2 つの実務対応報告の改廃が必要になるものと考えられる。
- 5. また、連結納税制度の見直しに関する法人税法の改正が2020年3月31日までに国会において可決、成立した場合、現行の会計基準等によれば、2020年3月31日以降に決算日を迎える企業の財務諸表において、改正後の制度に基づき税効果会計の適用を行う必要がある」。グループ通算制度の適用は2022年4月1日以後とされているが、2020年3月31日以降に決算日を迎える企業の会計処理について何らかの会計基準上の対応をすることが必要か否かを検討する必要があるものと考えられる。
- 6. 以上を踏まえ、連結納税制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとしてはどうか。

¹ 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

^{44.} 繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、決算日において国会で成立している税法(以下、法人税等の納付税額の計算方法が規定されている我が国の法律を総称して「税法」という。)に規定されている方法に基づき第8項に定める将来の会計期間における減額税金又は増額税金の見積額を計算する。なお、決算日において国会で成立している税法とは、決算日以前に成立した税法を改正するための法律を反映した後の税法をいう。

ただし、税法に規定されている納付税額の計算方法のうち、税率については、第 45 項から第 49 項に従う。

また、本件は法人税、住民税及び事業税等並びに税効果会計が主な検討内容となる と考えられるため、当該検討内容に関して知見を有する税効果会計専門委員会にお いて対応することとしてはどうか。

7. なお、前項のテーマ提案は「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に 関する規則」第22条第3項²に基づき行うものであるが、連結納税制度の見直しへの 対応に関連して同規則第22条第3項を用いることについては、2019年11月22日に 開催された第37回基準諮問会議において了承されている。

ディスカッション・ポイント

以下の事務局提案に同意するか。

- 連結納税制度の見直しへの対応を、企業会計基準委員会の新規テーマとして取り扱うこと
- 本件について税効果会計専門委員会において対応すること

以 上

² 企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則(公益財団法人財務会計 基準機構の理事会が制定)

⁽審議テーマの決定)

第22条 委員会は、定款第63条第2項の定めにより、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。

² 委員会は、基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することができる。

³ 委員会は、第1項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。